

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

名称	奥会津地域づくり協同組合
住所	福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平924番地
代表者の氏名	佐久間 源一郎
事務所の名称	奥会津地域づくり協同組合
事務所の所在地	福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平924番地
地区	福島県河沼郡柳津町、大沼郡三島町及び大沼郡昭和村
事業	(1) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業 (2) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供 (3) 前各号の事業に附帯する事業
有効期間満了の日	令和14年8月30日